

# 議案第137号 公民館使用条例の一部改正

〔日本共産党〕

**問**新南公民館の使用料は現在の南公民館と比べてどのような状況になるか。

**答**新南公民館は、現在の南公民館と比べて、施設規模や各室面積等が大き

く異なるため、使用料を単純に比較することは難しいが、同程度の規模の部屋の緩和措置前の使用料と比べると、約1・4倍となる。

**問**施設が立派でも高く使えないと意味がない。

**答**新南公民館は、現在の南公民館の実績から予測すると、利用率が8割を超えると見込まれる。また、設備が充実し、部屋の面積等も広くなるため、使用料も高くなっている。そのため、登録グループ等の活動が制限されることなどが考えられるが、当面はその活動状況等を見守っていく。

# 議案第138号 市立川越高等学校教育審議会条例

〔民主党〕

**問**市立高校を設置する川越市として高等教育に対する考え方は。

**答**これまでの経緯と伝統を踏まえ、国際理解や資格取得に係る指導を更に充実させるとともに、普通科・商業系学科それぞれ

の教育の質を高める等、市民の期待に応える魅力

と考える。  
**問**中高一貫校について審議会で検討するのか。  
**答**審議会では、市立高校

の長期的なビジョンを検討する中で、中高一貫校に触れることもあるのではないかと考えている。

# 議案第139号 いじめ問題対策委員会条例

〔日本共産党〕

**問**いじめ問題は教育の営みとしての解決が基本だが見解を問う。

**答**いじめをなくすには、様々な機会を通じ、心豊かな子どもたちを育てる教育の営みの中で解決すること、同時に、人格形成の途中である子どもたちに、「いじめを行うことはいじめない」と明示することが大切であると考え

る。また、道徳教育をはじめとした全教育活動を通して、思いやりの心やお互いを尊重する態度、他者と円滑にコミュニケーションを図る能力等を養う必要があると考える。

# 議案第141号 新斎場新築工事請負契約

〔公明党〕〔日本共産党〕

## 新斎場新築工事請負契約

〔公明党〕〔日本共産党〕

**問**入札方式や参加要件緩和が施設の質の低下を生じさせることは無いか。

**答**入札参加要件の緩和等を行う一方で、質を確保するため、鉄筋コンクリ

ート造で延床面積7千平方メートル以上の建築実績を参加要件に加えた。

**問**工事着工の遅れが供用開始に影響が出ないか。  
**答**外構及び植栽工事と開

業準備作業等を並行して行うなどの調整を図り、当初計画どおり平成29年4月の供用開始を計画している。

**問**建設反対住民の行動に対して市の考えを伺う。

**答**建築禁止仮処分申立て等が提起されたが、適切に対応する。旧九十九川や公園の整備など周辺環境整備は、地域住民の意見を反映しながら、少しでも住みやすい地域になるよう実施し、理解をいた

ただけるよう努める。  
**問**労務単価、材料費等の高騰を受け、設計金額にどんな影響があったのか。  
**答**設計金額の見直しにより、新築工事費用は、躯体に関わる費用が約3億

5千万円、その他の費用と合わせて5億3千万円余り上昇した。  
**問**施設の耐用年数は？  
**答**火葬件数は、約20年後にピークを迎え、その後概ね30年間、同等数で推移する。したがって、50年以上の耐用年数が必要であることから、65年以上とした。

# 議案第146号 平成26年度一般会計補正予算

〔日本共産党〕

**問**市はこれまでPFI以外で15年間をまとめて金額を固定し契約した実績はあるのか。  
**答**本市においては、施設の建設や維持管理・運営

業務で、PFI以外で15年分をまとめて契約した実績はない。  
**問**16年8ヶ月の長期一括で地元外の企業との契約も想定される。一つの企

業グループに市の重要な事業を長期丸ごと担わせる功罪をどう考えるか。

【答】新学校給食センターの事業は、一括した性能発注により民間事業者の創意工夫の発揮やライフサイクルコストの縮減など

議案第150号

一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正

【日本共産党】

問職員給与を増額改定したのはいつ以来か。

【答】平成19年度に若年層を中心とした給料表の改定を行ったところである。

問給与改定に係る県人事委員会の主な勧告内容は。

【答】本年4月分の県職員給与が民間給与を0・37%下回ったことから、給料表の水準を若年層に重点を置きながら引き上げることなどが勧告されている。

の効果が期待されることからPFI事業として進めている。地元企業の活用については、参加資格要件や、審査基準で地域貢献を評価することなど

の方法で推進していききたいと検討している。

また、勤勉手当の年間支給割合を0・15月分

引き上げること、地域手当の支給割合を0・25%引き上げることなどが

主な内容である。

問職員団体との交渉で挙げられた要望は。

【答】再任用職員の給料の引き上げに関する、地域手当の引き上げに関する、通勤手当の引き上げに関するなどの要望があった。

請願第1号

民法の改正による個人保証の原則的廃止を

求める請願書

―採 択―

提出者 さいたま市浦和区高砂4-7-20

埼玉弁護士会 会長 池本誠司

個人保証の原則廃止の検討を求める意見書

個人保証は、その危険性が古くから言われているにもかかわらず、親類や知人から依頼された場合など、人間関係から断りにくい。そのため、現在も、保証人となったために破産や自殺に至るなど多数の被害が生じている。

個人保証被害の発生を防止するためには、個人保証制度を原則として廃止を検討することが必要である。また、個人保証制度が例外的に許容される場合でも、その被害の拡大を防ぐための制度を設けることが望ましい。

よって、国会及び政府に対し、法制審議会民法（債権関係）部会において検討されている民法の改正にあたり、次の事項を実現されるよう強く要請する。

- 1、個人保証を原則としての廃止を検討すること。
- 2、例外として個人保証が許容される場合であっても、次に指摘する保証人保護制度を設けること。
  - ア、現行民法に定める貸金等根保証契約における規律（民法465条の2から465条の5まで）を個人が保証人となる場合の全ての根保証契約に及ぼすこと。
  - イ、債権者は、保証契約を締結するときは、保証人となろうとする者に対する説明義務や債務者の支払能力に関する情報提供義務を負い、債権者がその義務違反をした場合には、保証人は保証契約を取り消せること。
  - ウ、債権者は、保証契約締結後、保証人に対し、主たる債務者の遅延情報を通知する義務を負うこと。
  - エ、過大な保証を禁止する規定や保証債務の責任を減免する規定を設けること。
  - オ、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月19日

川越市議会

討論

今定例会最終日に、次のような討論が行われました。

議案第139号

反対

【日本共産党】

本議案は、いじめ防止対策推進法第14条3項に基づき、川越市いじめ問題対策委員会条例を制定しようとするものである。

同法第4条では、法律でいじめを禁止し、15条に「学校におけるいじめの防止」の中で、「道徳心を培い」「全ての教育活動を通じた道徳教育の充実を」と規定され、同法

25条で「懲戒を加える」とし、第26条では「出席停止を命ずる」といった厳罰化を明確にするなど、同法には5つの問題点がある。教育委員会の答弁はこれらの問題点について、改善の方向が見えない。

議案第146号

反対

【日本共産党】

1万2千食の新学校給食センター整備にかかわる債務負担行為130億円が計上され、1社の民間企業グループが16年8ヶ月の長期に渡って独占できることになる。

市債では不可能な借金がPFIと債務負担行為により可能になりリスク回避の機能も果たされない。多額の税金を民間営利企業に流し込む仕組み

また、中小規模の給食センターならば、地元事業者が参入できるが、大規模事業により、大手企業しか落札できず、地域経済活性化の観点からも望ましいものではない。民間企業が破綻すれば、市や市民がリスクを負うので撤回すべきである。